

長崎県視聴覚ライブラリー貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県視聴覚ライブラリーが保有する教材・機材の貸出しについて定めることを目的とする。

(貸出しの範囲)

第2条 貸出の範囲は、教育又は文化活動の目的のために利用する長崎県内の各種団体及び学校等(以下「団体」という。)とし、個人への貸出しは行わない。

(貸出しの制限)

第3条 教材・機材は、次の事項に該当する場合は貸出しをしない。

- (1) 興行的営利を目的として利用するとき。
- (2) 特定の宗教・宗派又は政治目的として利用するとき。
- (3) 入場料を徴収して公開するとき。

(貸出し及び返却)

第4条 教材・機材は、「長崎県視聴覚ライブラリー利用登録票」(様式1)により登録した団体に貸出しする。

2 教材の予約は、生涯学習情報提供システム「ながさきまなびネット」から行う。

3 機材の予約は、「機材借用申請書」(様式2)の提出により行う。

ただし、機材のみの貸出しは行わない。

4 予約は利用日の3か月前から申し込むことができる。

5 貸出期間は、8日以内とする。

ただし、離島地域については、10日以内とする。

6 教材の貸出し本数は、1回5本までとする。

7 教材の返却の際には、「視聴覚教材利用報告書」(様式3)を添付し、機材の返却の際には、「機材使用報告書」(様式4)を添付しなければならない。

(費用の負担)

第5条 教材・機材の貸出しは、無料とする。

ただし、搬送に要する費用は、利用団体の負担とする。

(弁償)

第6条 利用団体は、教材・機材を故意又は過失により滅失・破損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(注意事項)

第7条 利用団体は、教材を複製してはならない。又、貸し出した機材について、教材の複製のために使用してはならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項は、長崎県教育委員会で協議のうえ決定する。又、本要領の規定に関わらず、長崎県教育委員会が必要と認めた場合は、その内容を変更することができる。

附則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 「長崎県視聴覚ライブラリー貸出規定(昭和63年1月4日制定)」は廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要領に基づき既に提出されている様式は、この要領による様式とみなす。

長崎県視聴覚ライブラリー利用登録票

下表に必要事項を記入し、メール又はFAXにて事務局までご提出ください。

なお、登録いただいた情報は当局にて厳重に管理し、長崎県視聴覚ライブラリー利用以外の目的では使用いたしません。

提出先：長崎県視聴覚ライブラリー事務局

(長崎県教育庁生涯学習課内)

メール：medialibrary@news.ed.jp

FAX：095-894-3477

団体等名			
代表者 職・氏名		担当者 職・氏名	
住 所	〒		
電話番号		FAX	
メール アドレス			

令和 年 月 日

長崎県教育庁生涯学習課長 様

団体等名 _____

代表者名 _____

(様式2)

視聴覚機材借用申請書

令和 年 月 日

長崎県教育庁生涯学習課長 様

団体名 _____

住 所 _____

電 話 _____

代表者 _____

(担当者)

下記のとおり申請いたします。

但し、重大な故障・紛失・破損の場合は弁償することを確認します。

借用期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

借用期間は返却日を含めて記入してください。

機
材
名

借用する機材にチェックを入れてください。

16ミリ映写機
スクリーン(小)
スクリーン(中)
電源ドラム

長崎県視聴覚ライブラリー担当記入欄

申請書受付日	令和 年 月 日	機材貸出日	令和 年 月 日 (来庁者)
機材返却日	令和 年 月 日 (来庁者)	報告書受取日	令和 年 月 日

視聴覚教材利用報告書

この利用報告書に、必要事項を記入し、教材の返却時に必ずご提出ください。
使用した教材1本ごとにご記入ください。

記号番号 タイトル	利用 回数	教材分類 (下表の番号 を記入)	利 用 人 数						教材の状況		評価	感想・要望など (利用者の反応, 指導者の感想) 利用しなかった場合『利用なし』と記入
			幼児	小・中	高校	成人	高齢者	総計	損傷箇所	損傷の具体的内容		
例 VK273 よーいドン!	2	1 - 2	10	35	15	5	20	85	テープ	開始3分で切断	5	全学年が「人権」について深く考える ことができる作品だった。



【視聴覚教材分類表】番号を記入，複数回答可

1-1 同和教育	4-5 体育	5-8 性教育	7-3 生涯教育一般
1-2 人権教育一般	4-6 算数・数学科	5-9 自然科学	8-1 高齢者教育
1-3 いじめ防止	4-7 技術・家庭科	5-10 一般教養	8-2 成人教育
1-4 障がい者理解	4-8 理科	5-11 郷土	8-3 ボランティア
2-1 原爆関連	4-9 道徳	6-1 家庭教育・子育て	8-4 社会福祉
2-2 平和教育	5-1 健康・保健	6-2 乳幼児教育	8-5 環境教育
3-1 交通安全	5-2 薬物乱用	6-3 児童劇映画	8-6 青少年教育
3-2 防犯防災	5-3 非行防止・生徒指導	6-4 男女共同参画	8-7 国際理解
4-1 国語科	5-4 総合学習一般	6-5 セクハラ	8-8 職業教育
4-2 音楽科	5-5 特別活動	6-6 ドメスティック・バイオレンス	8-9 産業
4-3 社会・生活科	5-6 スポーツ	7-1 市民生活	8-10 エネルギー
4-4 図工・美術科	5-7 情報教育	7-2 教育施設	



教材を使用した評価を記入

良	普通	不良
5	4	3
2	1	

長崎県教育庁生涯学習課長 様

上記のとおり利用したので報告します。

使用日：令和 年 月 日	
利用団体名	使用責任者

(様式4)

視聴覚機材使用報告書

令和 年 月 日

長崎県教育庁生涯学習課長 様

団体名 _____

住 所 _____

電 話 _____

代表者 _____

(担当者) _____

下記のとおり報告いたします。

使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
場 所	
目 的	
機材の 異常の 有 無	機材名
	詳 細